

福生市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に  
関する基準

(目的)

第1条 この基準は、福生市が発注する工事（以下「工事」という。）について、現場代理人の常駐義務を緩和し、常駐を要しない条件及び他の工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者（兼務を含む。）（以下「現場代理人等」という。）との兼務を認める要件を定めることによって、適正な施工を確保しつつ、建設業者の受注機会の拡大と負担の軽減を図ることを目的とする。

(常駐を要しない工事)

第2条 現場代理人の常駐を要しない工事は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認められる場合とする。

2 常駐を要しない期間は、発注者と受注者とが協議して定める。

(兼務を認める要件)

第3条 現場代理人等が他の工事と兼務できる要件は、次の各号のいずれにも該当するときとする。ただし、指名通知等の際、仕様書等に、他の工事の現場代理人等との兼務を認めない旨の明示がある場合は、この限りでない。

(1) 工事現場がいずれも福生市内であるとき。

(2) 兼務に係る工事請負契約のそれぞれの契約金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合にあっては、9,000万円未満）であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、同一又は近接した工事現場における複数の工事請負契約について、同一の現場代理人が一括して管理することが合理的と認められ、かつ、適正な施工を確保できる場合は、他の工事の現場代理人等との兼務を認める。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼務

を認めない。

- (1) 福生市又は他発注機関に係る工事について兼務が認められていない場合
- (2) 工事内容等から福生市が兼務困難と判断した場合
- (3) 既に従事している工事において兼務が認められない場合
- (4) その他市長が兼務を不相当と認めた場合

(届出)

第4条 他の工事の現場代理人等との兼務をさせようとする受注者は、現場代理人及び主任技術者等兼務届に既に従事している工事に関する必要事項を記載し、及び届け出なければならない。

(契約変更)

第5条 兼務する工事について、契約変更が生じたことにより第3条第1項第2号で定める金額を超える場合も、引き続き兼務を認めることができる。

(適正な施工の確保)

第6条 工事の適正な施工を確保するため、兼務する現場代理人は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 兼務するいずれかの工事現場に駐在すること。
- (2) 工事現場を離れるときは、監督員と常に連絡が取れる体制を確保すること。
- (3) 不在となる工事現場においては、特に安全管理等に努めるよう対策を講じること。

(委任)

第7条 この基準に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この基準は、平成23年10月1日から施行する

附 則

この基準は、令和7年10月1日から施行する